富士河口湖町 1 訪問型サービス(独自)サービスコード(令和7年4月1日)

サービスコード	サービス内容略称					合成	算定	
種類 項目				并に切口			単位数	単位
	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの	(1)1週に1回程度の場合					1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	標準的な回数を	1176 単位	I 日割の場合		39 単位		1日につき
	訪問型独自サービス12	定める場合	(2)1週に2回程度の場合					1月につき
	訪問型独自サービス12日割			I 日割の場合		77 単位		1日につき
	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合					1月につき
	訪問型独自サービス13日割		3727 単位	☑ 日割の場合		123 単位	123	1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算		1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	措置未実施減算			日割の場合	1 単位減算		1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算		1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1 単位減算		1日につき
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	策定減算			日割の場合	1 単位減算		1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	IB A	23 単位減算		1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			(a) () (B) (a (B) (b) (B) (a) (B) (a) (B) (a) (B) (b	日割の場合	1 単位減算		1日につき
	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	D this IR A	37 単位減算		1月につき
	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			7. 7. 4. O. T.I. T. 7. O. J. IV. J.	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同	一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービ	(人を行う場合)		所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	場合	同一の建物等に居住する利用者の割合が100	分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		101-0+
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき
	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規				所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算		1回につき 1月につき
	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山间地域寺にあいる小院 模事業所加算				所定単位数の 10% 加昇 所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8101 A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加昇 所定単位数の 10% 加算		1回につき
	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者				所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算		1月につき
	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算的問題	□ 中田间地域寺に店住する日 □ へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算		1月につき
		二 生活機能向上連携加算						ואוכיטכ
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I		(1) 生活機能向上連携加算(I)			100 単位加算	100	
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	訪問型独自口腔連携強化加算	木 口腔連携強化加算	Los A sees of the boundary of the control of the co			50 単位加算		月1回限度
	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	_ へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)			所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	_	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算皿	4	(3)介護職員等処遇改善加算(III)			所定単位数の 182/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)			所定単位数の 145/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1	-	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の 221/1000 加算 所定単位数の 208/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算V2	-		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)		所定単位数の 208/1000 加昇 所定単位数の 200/1000 加算		
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算V3	-		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)		所定単位数の 200/1000 加昇 所定単位数の 187/1000 加算		
A2 6384 A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算V4	-				所定単位数の 184/1000 加算 所定単位数の 184/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6	-		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)		所定単位数の 184/1000 加算 所定単位数の 163/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算V6 訪問型独自サービス処遇改善加算V7			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(O) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)		所定単位数の 163/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加昇V7			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)		所定単位数の 158/1000 加算		
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)		所定単位数の 142/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算V10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)		所定単位数の 139/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加昇 V 10 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の 121/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算V12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の 118/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の 100/1000 加算		
	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)		所定単位数の 76/1000加算		
/L 0007						77.CT X 77 707 1000711		

[※] 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

富士河口湖町 4 ビスコード表(令和7年4月1日以降)

サービスコー		算定項目				合成	算定
種類 項目					単位数	単位	
	通所型独自サービス11	一イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		50 X/T		1月につき
A6 1112	<u>通所型独自サービス11日割</u> 通所型独自サービス12	4		日割の場合	59 単位		1日につき
	<u> 通所型独自サービス12</u> 通所型独自サービス12日割	-	事業対象者・要支援2	日割の担合	119 単位		1月につき 1日につき
	通所至独自り一に入12日前 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	□ │高齢者虐待防止措置未実施減算	3,021 単位 イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	[日割の場合 事業対象者・要支援1	18 単位減算		1月につき
	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	一同即名后付例工作但不关心恢弃	11 「週ヨたりの保午的な四数を足める場合	日割の場合			1日につき
	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	-		事業対象者・要支援2	36 単位減算		1月につき
	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	╡		日割の場合	1 単位減算		1日につき
	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援1	18 単位減算		1月につき
	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	スラグルとうがは、ロバスとルグデ	1 「返当たりの採牛のな四数とたのも物目	日割の場合	1 単位減算		1日につき
	通所型独自業務継続計画未策定減算12	7		事業対象者・要支援2	36 単位減算		1月につき
	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	7		日割の場合	1 単位減算		1日につき
	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき
A6 8111				所定単位数の	5% 加算		1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	7		所定単位数の	5% 加算		1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同ー建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者·要支援2	752 単位減算	-752	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算		片道につき
A6 5010		ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき
A6 6109		二 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	
	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6 5003		へ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
	通所型独自サービスロ腔機能向上加算I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)		150 単位加算	150	
A6 5011			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160	
A6 6310		チー体的サービス提供加算			480 単位加算	480	
A6 6011		リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6 6012		_	(a) 11 18 - 12 11 11 4 12 (11 1 - 15 (-)	事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6 6107			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6 6108		4	(a) II I 1° → +11 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4 /4	事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6 6103 A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	4	(3) サービス提供体制強化加算(皿)	事業対象者・要支援1		24 48	
A6 6104 A6 4001		フルズ機化ウム海維加強	」 (1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を	事業対象者·要支援2 		100	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II	──ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 土冶機能向工建筑加昇(1)(3月に1回を (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(政反)	200 単位加算	200	
	通所至独自リーにスエカ機能向工建場加昇	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に	1回を限度)	20 单位加算		1回につき
A6 6201	通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	一ル 口匠・木食ヘブリー・ファル昇	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に	- 1 回を限度/	5 単位加算	5	一回にフと
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	(2) 自社 不良ハック ニング加昇(1)(0)	- 1 四 と 似 (文 /	40 単位加算	40	1月につき
A6 6100		フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の 92/1000 加算	70	TAIC JE
	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	_ / / I I I I I I I I I I I I I I I I I	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 90/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算皿	1	(3)介護職員等処遇改善加算(皿)		所定単位数の 80/1000 加算		
A6 6380		7	(4)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数の 64/1000 加算		
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 81/1000 加算		
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 76/1000 加算		
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算 ₹3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 79/1000 加算		
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 74/1000 加算		
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 65/1000 加算		
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算V6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 63/1000 加算		
A6 6387				(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 56/1000 加算		
A6 6388				(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 69/1000 加算		
A6 6389				(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 54/1000 加算		
A6 6390				(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 45/1000 加算		
A6 6391				(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 53/1000 加算		
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算V12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6 6393				(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 44/1000 加算		
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算 ₹ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 33/1000 加算		

定員超過の場合(令和7年4月1日以降)

サーl 種類		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6		通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援1	1,798 単位 59 単位 定員超過の場	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位	41	1日につき
A6		通所型独自サービス12・定超		事業対象者·要支援2	3,621 単位 × 70%	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位 × 70%	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

	ごスコー	ドー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		算定項目		合成 算定 単位数 単位
種類	項目	リーレス内谷昭称	9-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援1	1,798 単位	単位数 単位 1,259 1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位 166 71 後報員 が欠員の場合	41 1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者·要支援2	3,621 単位 × 70%	2,535 1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位 へ 70%	83 1日につき

[※] 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。